

地域における共助SDG s 活動推進事業 啓発活動業務委託仕様書

1 委託業務名

地域における共助SDG s 活動推進事業 啓発活動業務

2 委託期間

契約日から令和4年2月28日（月）

3 目的

地域においてSDG s を推進していくためには、企業やNPO、行政、大学等のパートナーシップが重要である。

そこで、本事業では、企業やNPO、行政、大学等の多様な主体との連携を通じて、地域・社会課題に対する認識を深め、継続的に課題解決を図る関係の構築を促進するとともに、そのモデルとなる取組を発信していく。

また、将来SDG s を推進する若者を巻き込むことで、地域に根差すSDG s 達成に向けた共助の取り組みを推進する。

4 業務委託の内容

(1) 共助SDG s コバトン記者団による取材活動

NPO活動やSDG s に馴染みのない小学生や中高生、またリーダーとなる大学生などの学生を募集し、記者団を編成する。県庁や、県内におけるSDG s の取組、また、課題解決に取り組むNPO活動について取材や学習活動を行い、県民がSDG s や地域活動について学ぶための情報を発信する。

ア 共助SDG s コバトン記者団員の募集

- ・小学生から、高校生、リーダーとして大学生等の異年齢の若者を公募等により、10名以上集める。
- ・広報は、県の広報媒体でも行う。

イ 団員の活動やサポート

(ア) 団員の活動

- ・団員は、県や県内のNPO活動やSDG s の取組事業所に出向き、見学や活動に参加し、SDG s についての学習や、取材感想を記事にまとめる。
- ・共助SDG s コバトン記者団の活動レポート（年2回以上）をSNSやクチコミ等で行い、県HPでも発表する。
- ・団員は、県からの求めに応じて、イベントやセミナー等で隊員としての活動内容を話す機会に参加する（交通費等は県から別途支給する。）。
- ・団員は、新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などの取材があれば協力する。

(イ) 取材先の選定並びに団員の活動のサポート

- ・取材先については、適宜、県と検討する。
- ・団員が参加する取材先の事業所、団体等とは、適宜打合せ、調整を行う。
- ・取材可能な参加人数の調整は、取材先と必ず行う。

- ・団員の（ア）について、助言、指導する。
- ・団員の取材参加に際しては交通機関等の安全に努め、運営管理責任者又は代理責任者が引率責任者として必ず参加する。また、小学生等引率が必要な場合は安全のため保護者引率も要請する。

ウ 団員への交通費、謝金等の支払い事務

- ・団員及び引率者への取材参加に対し、交通費を支払う。

(2) 広報や学習講座の実施

- ・活動レポートの作成・配布のほか、広報媒体も活用し、SDGsや地域活動の魅力を継続して発信する。
- ・SDGsについて学ぶ講座やセミナーの運営について県と協働し、発信する。

(3) その他

- ・本業務の広報物には、原則として以下の事項を記載する。
 - (ア)「彩の国 埼玉県」 (イ) 埼玉県の県章 (ウ)「コバトン」「さいたまっち」のイラスト+「埼玉県マスコット『コバトン』」「埼玉県マスコット『さいたまっち』」
- ・本業務により作成された成果品（事業報告書、ちらし、ニュースレターその他の広報物）は電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品する。
- ・本業務により第三者の著作権を侵害しないように留意する。
- ・本業務により作成された成果品及びイラスト等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- ・受託業者は本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・納品広報物等に掲載されている写真の無断使用は禁止する。
- ・当広報物等作成以外の業務において、知事の写真および署名を無断で使用しない。
- ・当広報物等の納入後は、知事の写真および署名については、速やかに画像データを削除する。
- ・新型コロナウイルス感染防止に鑑み、業務については、埼玉県と協議を進めながら行う。

(4) 事業のスケジュール（協議により変更することがある。）

令和3年	6月15日	委託契約先の決定
令和3年	6月中旬～	事業打ち合わせ開始
		共助SDGsコバトン記者団の募集並びに選出
令和3年	6月末～	埼玉県庁訪問や県内企業・NPO等の取材（年2～3回） 記者団の情報発信及び取材記事のまとめ、テキスト作成

5 業務運営体制

(1) 運営管理責任者（埼玉県委託契約書第5条業務責任者）

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、次の業務を担当する。

- ア 本業務の企画・調整
- イ 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- ウ 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- エ 業務全体の進捗管理
- オ その他本業務の運営上必要と認められる事項

(2) 業務担当者を2人以上置き、運営管理者を補佐し以下の内容を担当する。

- ア 本業務の運営補佐
- イ 県との連絡調整補佐
- ウ 進捗状況に関する報告作成
- エ 広報の実施
- オ 共助SDGsコバトン記者団員の引率・調整
- カ その他業務上必要と認められる事務

※ 上記(1)～(2)については、3人以上の人員を確保することとなるが、一部の業務において同一人が兼務しても構わない。ただし、業務遂行に当たり支障が出ないように考慮し、活動には必要な人員を配置する。

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じる。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づき、適正に取り扱う。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において特別県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (8) 本仕様書に定めるものの他に疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (9) 本仕様書に定めのないものについては、企画提案内容に準ずるものとする。

7 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の実施にあたり、発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 本業務を完了した際は、原則として実績に応じ精算を行うものとする。
- (3) 精算の結果、委託料に超過が生じた場合は、県の指示によりその超過額を返納しなければならない。

(4) 精算の結果、委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補てんする義務を負わない。